

省令

○法務省令第十一号

福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令（令和三年政令第六号）第八条の規定に基づき、不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

法務大臣 上川 陽子

不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令（平成十七年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第七章 略〕</p> <p>第八章 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記の特例（第十九条・第二十条）</p> <p>第九章 福島復興再生特別措置法による不動産登記の特例（第二十一条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>第九章 福島復興再生特別措置法による不動産登記の特例</p> <p>（一の嘱託情報によつてすることができる代位登記）</p> <p>第二十一条 福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令（令和三年政令第六号。以下この章において「令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記（ここに、一の嘱託情報によつてすることができる。）</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第七章 同上〕</p> <p>第八章 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記の特例（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>〔一章三条を加える。〕</p>

（申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外）

第二十二條 不動産登記規則第百八十三条第一項第一号の規定は、令第二条第一号又は第二号に掲げる登記をした場合には、適用しない。

（一の嘱託情報によつてすることができる所有権の移転の登記）

第二十三條 同一の農用地利用集積等促進計画に基づく二以上の不動産についての令第四条の規定による登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記権利者が同一である場合には、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、一の嘱託情報によつてすることができる。

備考 表中「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した章の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
---	--

附則 この省令は、福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令（令和三年政令第六号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

告示

○厚生労働省告示第八十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一〇百三（略）	一〇百三（略）
百四 三―（二・六―ジフルオロー三・五―ジメトキシフェニル）―エチル―八―	（新設）
〔モルホリン―四―イル〕メチル―一・	
三・四・七―テトラヒドロ―二H―ピロロ	
〔三・二・五・六〕ピリド〔四・三―d〕	
ピリミジン―二―オン（別名ベミガチン）	
及びその製剤	